

意見書（案）第10号

高齢者医療費の2倍化に反対する意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年6月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 三鷹市議会議員 | 栗 原 けんじ |
| 賛成者 | 〃       | 大 城 美 幸 |
| 〃   | 〃       | 紫 野 あすか |
| 〃   | 〃       | 前 田 ま い |

## 高齢者医療費の2倍化に反対する意見書

菅 義偉政権は、高齢者医療費を2倍化する法案を国会に提出し、可決・成立させた。

この法律は、75歳以上の医療費窓口負担に初めて2割負担を導入することを柱にしている。高齢者の健康と暮らしに大きな打撃を与えることが審議の中で明瞭になっている。コロナ禍で安心の医療の充実を求める市民の声に逆らい、受診制限につながる。

75歳以上の後期高齢者医療制度の窓口負担は2008年の制度開始以来、1割が原則である（「現役並み」所得の人は3割）。収入が限られ、病気やけがの頻度が多い高齢者にとって1割負担も決して軽いではない。今でも経済的理由で受診をためらう高齢者は少なくない中で、2倍化の深刻な影響は計り知れない。

2割負担の対象の年収は、単身世帯200万円以上、夫婦世帯320万円以上としている。菅政権は、負担能力のある人と主張しているが、政府が根拠にした調査はサンプル数が少なく、高齢者の実際の生活を反映していない。実態も踏まえず、負担増について「直ちに患者の健康への影響を意味しない」と繰り返すのは無責任である。

政府は施行（早ければ2022年10月）してから3年間の配慮措置を講じるとしているが、負担増の影響は大きい。膝の痛みなどで通院している場合（年3.2万円）は配慮対象にならず年6.4万円に倍増する。関節症と高血圧性疾患で通院する場合（年6.1万円）では、配慮措置があっても年9.7万円へと負担が増え、3年が過ぎると年12.2万円に膨れ上がる。容赦なく負担増を強いる法律の痛みは「配慮」では解消しない。

2割負担になる対象世帯も拡大される危険がある。法律は、所得基準を政令で定めるとしており、政府のさじ加減で基準が決定される。財界などは、可能な限り対象を広範囲にすることを求め続けている。

高齢者の負担は限界に来ている。コロナ禍でも大もうけしている大企業や富裕層に応分の負担を求め、社会保障財源を拡充し、全ての国民が安心できる医療制度にすることが急務である。

よって、本市議会は、政府に対し、高齢者医療費の2倍化を実施しないよう強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち